

どうかんがえる？

日米地位協定

日本は
いまだに植民地？

米軍は
自由に飛べる？

日本の空を
自由に飛べない？

憲法「改正」より、 日米地位協定の改定を

清水雅彦 (日本体育大学 / 憲法学)

皆さんは羽田空港離着陸の飛行機を利用したことはありますか？ 利用した際、2020年3月運用開始の東京上空を飛ぶ新ルートを除き、離陸時に飛行機が東京湾を急旋回・急上昇することや、着陸時に房総半島から回り込むことに違和感を抱きませんでしたか？ これは米軍支配の空域を避けるための飛び方なのです（「横田空域」と言います）。

日米地位協定によって、米軍には基地や提供区域内での排他的な使用権・管理権を認め、基地への航空機の離着陸や艦船の出入港に明確な規制をせず、米軍による横田・岩国・嘉手納・普天間の飛行場管制と横田・岩国空域の進入管制も容認しているのです（地位協定に空域提供の規定はありません）。地位協定に関する航空法特例法で米軍に対して大幅な飛行規制も免除しています。さらに、協定を超えた米軍による空域での訓練も容認しています。

あるいは、2004年8月に沖縄国際大学に米軍ヘリコプターが墜落した時や2016年12月に名護市沿岸海上で米軍のオスプレイが墜落した時、米軍が日本の領土・領海上に勝手に規制線を張り、大学関係者や日本の警察・海上保安庁などを排除したことをご存じですか？ 日米地位協定に基づく運用として米軍の航空機事後などの対応の規定があり、日本側は米国当局到着前に必要な措置をとり、現場周辺では日米共同で必要な統制ができるのに。

日本は1952年に独立したはずですが、しかし、1951年に旧安保条約を締結し、米軍が引き続き駐留することになっただけでなく、いまだに植民地的な状態が続いているのです。日本の空なのに日本の飛行機が自由に飛べない。一方、米軍は日本の空を自由に飛ぶ。しかも、欠陥機であっても、日本の土地なのに、日本の当局が米軍によって排除される。これに対し、日米地位協定を改定して空域は含まれないことや横田・岩国空域の米軍による管制権がないことを明記すべきです。また、空域使用は日本の許可制にすべきです。航空法特例法も改正してオスプレイなど安全性確保のための規制を米軍に課すべきです。

米軍による横田等空域・管制権、事故時の日本の警察等排除、制限的な裁判権を容認してきたのが自民党政権です。自民党は改憲案で「主権と独立を守る」「領空を保全 [する]」としましたが、そんな主張をする資格はあるのでしょうか？

憲法「改正」より日米地位協定の改定が必要。自公政権でそれができないなら、それができる政権交代が必要。自公政権でそれができないなら、それができる政権交代が必要。

Do-KANGAERU? Do THINK!

日米地位協定

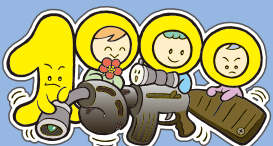
1960年の新安保条約と一緒に締結されたもので、安保条約に基づく施設及び区域並びに日本における米軍の地位に関する協定のこと。具体的に日本のどの場所を米軍に提供するのか、提供手続はどのようにするのか、米軍人などは日本でどのような扱いを受けるのかを規定しており、法的には条約と同等のものです。

横田空域

在日米軍の横田基地や厚木基地に離着陸する米軍機などを管制する、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、栃木県、福島県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県にまたがる、最低で高度約2440メートル、最高で高度約7000メートルの空域で、米軍が管理しており、日本の民間機がこの空域を飛行するには米軍の許可が必要です。

2012年の自民党改憲案

2012年の自民党の改憲案「日本国憲法改正草案」第9条の2には、全面的な集団的自衛権行使が可能な国防軍を設置する規定があります。さらに、第9条の3には、「国は主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」という規定を置いています。



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

増税・軍拡に
NO!

くわしくは <http://www.anti-war.info/shomei/>

平和といのちを大切に
政治へと変えるため、
署名へのご協力を!



どうかんがえる？

日米地位協定

他国の地位協定との比較
日本だけ著しく不平等!

相次ぐ米兵性犯罪と 自民党・公明党

飯島滋明 (名古屋学院大学 / 憲法学・平和学)

	ドイツ	イタリア	日本
米軍訓練等には	独国内法を適用	伊国内法を遵守	原則、適用なし
米軍訓練等の実施	独側の承認等が必要	伊側の承認等が必要	アメリカの自由判断
米軍基地への立入権	国等の立入権が明記	イタリアが米軍基地を管理	規定がなく、米軍の同意なく立入不可
米軍事故の調査権	独軍が主体的に調査	伊軍が主体的に調査	米軍の同意なく日本は調査できず

「いったい何人の女性が犠牲になれば、気がすむのでしょうか？」

この発言は1984年、17歳の時に米兵3人に性的乱暴をされた女性が性犯罪をなくしてほしいとの気持ちから、2005年に当時の沖縄県知事に送った手紙の一部です。この手紙は国会でも取り上げられました(2005年7月13日衆議院外務委員会)。

しかし歴代自公政権は、米兵性犯罪をなくすための政治をしませんでした。

2023年12月には16歳未満の女性が米兵に誘拐、性的乱暴をされました。2024年5月も米兵性犯罪が起きました。しかし今回も自公政権は、米兵犯罪をなくす政治をしていません。2023年12月と2024年5月等の性犯罪事件、岸田自公政権は「隠ぺい」すらしました! 「隠ぺい」した理由として、岸田自公政権は「プライバシー保護」などを理由に挙げています。ただ、多くの専門家も指摘するように、「プライバシー保護」は氏名などを曖昧にすることで可能です。「プライバシー保護」などは口実であり、むしろ2024年4月のバイデン大統領との会談、6月の沖縄県議会選挙、6月23日の慰霊の日などを政府に都合よくすすめるため、事件を隠ぺいしたと批判されています。

相次ぐ米兵性犯罪を隠ぺいし、さらに米兵犯罪再発防止の対応もしようともしない自公政権の対応、どう思いますか? 刑事手続で米軍関係者を有利に扱う「日米地位協定」の改定、「裁判権放棄密約」廃棄など、米兵犯罪をなくための政治は必須です。

Do-KANGAERU? Do THINK!

不平等な「日米地位協定」

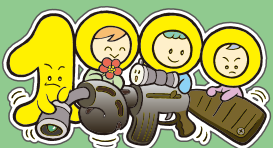
米軍人などの法的地位について定めた「日米地位協定」では、「公務中」の犯罪はアメリカが第一次裁判権を持ちます。「公務中」とされれば米兵犯罪はアメリカが裁くことになり、「飲酒運転」等による死亡事故なども無罪、極めて軽い刑罰で済まされてきました。「公務外」の場合、第一次裁判権は日本が持つことになっています。ただ、日本が起訴(刑事裁判にかけること)するまでは米軍人などの身体確保はできず、その間に逃亡や証拠隠滅が図られたこともありました。しかも1953年に「裁判権放棄密約」が結ばれていました。

裁判権放棄密約

2023年2月と8月、2024年1月と7月の米兵性犯罪は不起訴になっています。不起訴になった米兵性犯罪については「裁判権放棄密約」を問題にする必要があります。「裁判権放棄密約」については、「米兵ら起訴わずか5% 性犯罪すべて不起訴 08~12年」「地位協定の不平等 神奈川で顕著」(『東京新聞』2014年1月3日付)と紹介されています。『琉球新報』2017年12月11日付によれば、2008年から2016年の間で米兵の起訴率はわずか18%、強姦の起訴率は3%です。犯罪者を裁かないとの密約、認めるべきでしょうか?

「改憲」より「日米地位協定改定」を

米兵犯罪を日本の法で裁くことができない日米地位協定、「主権国家」というのであれば、直ちに改定すべきです。「裁判権放棄密約」も言語道断です。ドイツや韓国なども米国との地位協定を自国に有利になるように改訂しています。自民党、日本維新の会などの改憲派政治家たちは「国を守る」「日本を取り戻す」「1回も改正されていない」などと言って「改憲」を主張します。しかし、「国を守る」「日本を取り戻す」のであれば、憲法改正でなく、一回も改訂されていない「日米地位協定」を改定すべきです。



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

増税・軍拡に
NO!

くわしくは <http://www.anti-war.info/shomei/>

平和といのちを大切に
する政治へと変えるため、
署名へのご協力を!

